

(返金規定)

- 1、求職者が、入職日より6か月以内に雇用元企業を自己都合により退職した場合、
又は求職者の責に基づく事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る)は、弊社は雇用元企業に対して、紹介料のうち求職者の勤続期間に応じた下記の割合に相当する額を、雇用元が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする(振込手数料は弊社の負担とする)。また雇用元企業は、求職者の退職から1か月以内に退職した旨を弊社に伝えるものとし、求職者の退職から1か月を超えた後に弊社が連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

在籍期間	返金率
1週間以内	100%
1週間超～1か月以内	90%
1か月超～2か月以内	30%
2か月超～6か月以内	10%
6か月超	0%